

長野県外国人介護人材住居借上支援事業補助金交付要綱

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日 31 地福第 236 号 制定

令和 2 年（2020 年）3 月 19 日 元地福第 844 号 改正

（趣旨及び目的）

第 1 この要綱は、外国人介護人材の確保を図ることを目的として、受入施設等が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 この要綱における用語の定義は、規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 介護施設 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく施設及び事業所並びに医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく病院及び診療所とする。
- (2) 外国人介護人材 「特定活動」（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者等に限る。）、「介護」、「技能実習」又は「特定技能 1 号」の在留資格により、介護職として受け入れる外国人とする。
- (3) 受入施設 外国人介護人材を雇用する契約を締結した介護施設とする。

（事業内容）

第 3 受入施設による外国人介護人材用住居借上を支援するために、必要な経費の補助を行うものとする。

（補助事業者）

第 4 補助金の交付対象は、県内で受入施設を経営する者であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 外国人介護人材用の住居（以下「補助対象住居」という。）を借り上げ、又は所有している者
- (2) 受け入れた外国人介護人材を補助対象住居に居住させている者

（補助対象経費）

第 5 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、平成 31 年 4 月 1 日以降に補助事業者が受入れた外国人介護人材の補助対象住居に係る当該年度における費用で、賃借料、共益費（管理費）、インターネット回線使用料、プロバイダ料金、その他知事が認めるものとする。

（補助金額）

第 6 第 5 の補助対象経費に対する補助金額は、居住者ごとに別表に定める算定基準により算出した額の合計額とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 外国人介護人材が補助対象住居に複数で居住する場合は、居住者ごとに別表に定める算定基準により算出した額の合計額を事業実施者に補助することができる。
- 4 補助金の交付を申請できる外国人介護人材の人数は、受入施設ごとに4名を上限とする。

(交付の条件)

第7 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業に係る証拠書類等の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (4) この補助金に係る対象経費について、他の補助金等と重複して交付を受けてはならない。

(交付申請)

第8 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、長野県外国人介護人材住居借上支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に申請するものとする。

- (1) 長野県外国人介護人材住居借上支援事業計画書（様式第2号）
- (2) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (3) その他参考となる書類

(交付の決定)

第9 知事は、第8の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

(事前着手)

第10 補助事業は、交付決定前に着手することはできないものとする。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に該当する場合には、長野県外国人介護人材住居借上支援事業補助金事前着手届（様式第3号）を知事へ提出するものとする。

(事業計画書の提出等)

第11 補助金の交付を受けようとする者は、第8の規定による申請書の提出に先立ち、事業着手前（事業を4月1日から開始する場合は4月1日まで）に、長野県外国人介護人材住居借上支援事業計画書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 前項の書類の提出があった場合において、県は、事業計画書の内容を審査のうえ、予算額の範囲内で交付の内示を行う。

（軽微な変更の範囲）

第12 第7第1号ただし書に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げるいずれかの変更をいう。

- (1) 事業内容の著しい変更とならない場合
- (2) 補助対象経費を20パーセントの範囲内で増額又は減額する場合
- (3) 事業内容に変更が無く、入札減等やむを得ない事由により補助金額を20パーセントの範囲内で減額する場合

（変更の申請等）

第13 第7第1号本文及び第2号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき
長野県外国人介護人材住居借上支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
長野県外国人介護人材住居借上支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）

（変更等の承認）

第14 知事は、第13各号の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第15 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、長野県外国人介護人材住居借上支援事業補助金交付申請取下書（様式第6号）を、当該補助金の交付決定を受けた日から15日以内に提出して行うものとする。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第16 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、長野県外国人介護人材住居借上支援事業補助金実績報告書（様式第7号）によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 歳入歳出決算（見込）書の抄本

(3) 契約書等支出証拠書類

(4) その他参考となる書類

3 前2項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日とする。

(額の確定)

第17 第16の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第18 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、長野県外国人介護人材住居借上支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を提出するものとする。

(申請書等の提出部数)

第19 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、1部とする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。